○農林水産省告示第四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡小谷村大字千国字岩戸山乙一二八六八の六、乙一二八六八の一三、字大ダヲ治郎田乙一二八六九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市社字野間六一七四のイの一、六一七四のロ、字麻苧六一八〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字左挟間六一九七の一、六二〇二のイ、六二〇三から六二〇五まで、字嵐六二〇九の一、字甚五郎林峯六二一〇、字甚五郎林六二一一の一、六二一一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野間六一七四のイの一、六一七四の口、字麻苧六一八〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字左挟間六一九七の一、六二〇二のイ、六二〇三から六二〇五まで、字嵐六二〇九の一、字甚五郎林峯六二一〇、字甚五郎林六二一一の一、六二一一の三

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字澤底字深久保一三五二の一、一三五二の二、字穴山一三六一の二・一三六一の三・一三六一の一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書三七一六の四八（次の図に示す部分に限る。）、三七一六の四九、三七一六の五〇・三七一六の五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七一六の五五、三七一六の五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市社字本沢四二六四の五〇、四二六四の五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡小谷村大字中小谷字野田丙六九八二のイ、丙六九八二のロ、丙六九八二のハ、丙六九八四の一、丙六九八四の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

別表二の項中、業務区域欄を「福島県福島市、福島県郡山市、福島県いわき市、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県の全域、東京都の区域（島しょ部を除く。）並びに神奈川県、山梨県、静岡県静岡市、静岡県沼津市、静岡県三島市、静岡県富士宮市及び静岡県熱海市の全域」から「福島県福島市、福島県郡山市、福島県いわき市、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県の全域、東京都の区域（島しょ部を除く。）並びに神奈川県、山梨県、静岡県静岡市、静岡県三島市、静岡県富士市及び静岡県熱海市の全域」へ改め、別表五の項中、確認検査の業務を行う事務所の所在